

利用の流れ

相談

日常生活や健康に少し不安があり、介護予防をして元気でいたい。または体が弱くなったので家事援助などの生活支援サービスを受けたい。介護の相談をしたい。 など

高齢者総合相談センター

元気で
いたい

生活支援
サービスが必要

介護(予防)
サービスが必要

一般介護予防 事業^(※1)

豊島区に住民登録のある
65歳以上の方がご利用
できます。

その他のサービス など

家事援助等有償ボラン
ティア
買物宅配サービス
食事宅配サービス
スポーツクラブ など

基本チェックリスト

豊島区に住民登録のある65歳以上の方が対象です。高齢者総合相談センターまたは高齢者福祉課で行います。25の質問項目で日常生活に必要な生活機能が低下していないかを調べます。介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には基本チェックリストにより判断しサービスの利用につなげます。

該当

非該当

非該当

要介護認定の申請

高齢者総合相談センターまたは
介護保険課へ申請します。

認定調査・主治医意見書

区の職員などが調査に伺います。
また主治医意見書の作成を区から
医師に依頼します。

審査・判定

認定・通知

介護予防・生活支援サービス事業対象者

要支援1・2^(※2)

要介護1～5

介護予防ケアマネジメント

介護予防サービス計画

居宅サービス計画

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防サービス
(予防給付)^{※3}

介護サービス
(介護給付)^{※3}

※1 一般介護予防事業は、介護予防・生活支援サービス事業対象者や要支援、要介護認定を受けている方も利用できます。

※2 要支援1・2と認定された方は「介護予防・生活支援サービス事業」と「介護予防サービス」の利用が可能です。

※3 サービス内容は、介護保険課発行の冊子「みんなの介護保険利用ガイドブック」をご覧ください。

★豊島区では、「地域包括支援センター」の通称名として「高齢者総合相談センター」を使用しています。